

作業環境測定・評価で進めよう あなたの職場の自律的な 化学物質管理

第37回(令和5年度)
全国作業環境測定・
評価推進運動
2023年9月1日~30日
準備期間:6月1日~8月31日

日本作業環境測定協会の事業概要

<https://www.jawe.or.jp/>

- 作業環境測定士の技術能力維持向上のための知識技術の付与
新任・中堅作業環境測定士講習会／ブラッシュアップ講習／
作業環境測定研究発表会／作業環境測定インストラクター制度／
支部の行う各種技術研修会
- 国際オキュピショナルハイジーン協会（IOHA）認証
「オキュピショナルハイジニスト」制度の運営（養成講座、
試験など）
- 作業環境測定機関の技術力の維持向上等のための事業
総合精度管理事業／石綿分析技術の評価事業／石綿・粉じん
分析試料の頒布
- 作業環境測定・改善、化学物質管理、オキュピショナルハイ
ジーン等に関する情報の提供
- 作業環境測定・リスクアセスメント（RA）等の実施の促進の
ための広報等
- 作業環境測定等に関する図書の刊行
- 作業環境測定技術等に関する調査研究およびその成果の普及
- 作業環境測定士登録講習その他の国の登録機関としての各種
講習の実施
- 測定機器の較正事業
- 化学物質対策行政への協力、内外関連団体、学会等との連携・
協力 など



作業環境測定はなぜ必要か

作業環境測定は、働く方々の健康障害を予防するため、作業環境中の有害物の存在状態を科学的に評価し、作業環境が良好であるか、改善措置が必要であるかを判断するために行うものです。

■作業環境測定を中心とした「作業環境管理」は、その意義を「品質管理」と同じように考えることができます。

	目的	メリット
品質管理	製品の品質を維持し、不良品の発生による生産コストのロスを防止する。	1. 品質が安定する。 2. ユーザーの信頼が得られる。 3. 経営の安定性が保証される。
作業環境管理	作業環境を良い状態に保ち、労働者の健康障害を防止する。	1. 作業環境が良いと、作業者は安心して仕事に集中できる。 2. このため、労働意欲が向上し、生産性の向上につながる。

■作業環境測定は、いわば作業場の「健康診断」です。環境が良好なら働く人への悪い影響もないというのが基本の考え方です。
→結果が**第1管理区分**ならば「現場の環境は良好」＝そこで働いても健康上の問題はなく、いわば**健康診断の「所見なし」**に相当します。

→結果が**第3管理区分**ならば有害化学物質の影響が無視できず改善が必要＝いわば**健康診断の「所見あり」**に相当します。

■作業環境測定は、**優れたリスクアセスメント**です。有害作業の作業員への影響を評価します。

●リスクアセスメントとは＝「化学物質が、作業を通じて作業員の健康上のリスクを与えているか否か」を評価すること
→結果が**第1管理区分**ならば＝「現場の作業環境は良好」＝有害物の濃度は十分低く、作業員へのリスクは許容範囲内である（＝作業の**リスクアセスメントの結果は許容リスクの範囲内**で問題なし）という意味になります。

●作業環境測定は**リスクアセスメントそのもの**です。両者は次の対応関係にあります。

	作業環境測定の手順	リスクアセスメントの手順
0	事前調査	ハザードの特定
1	デザイン	リスクの見積もり
2	サンプリング	
3	分析	
4	結果の評価（管理区分の決定）	リスクの評価
5	結果に基づく改善（第3または第2管理区分の場合）	リスク低減措置（リスクが許容リスクを上回る場合）

作業環境測定の基本事項

「作業環境測定」を実施し、その「結果を評価」して、「作業環境改善の要否を判断」しますが、「作業環境測定」および「結果の評価」については、次のような約束事があります。

作業環境測定の実施	原則1	労働安全衛生法第65条第1項 粉じん、有機溶剤などに係る3ページに示す1～10の作業場について、法令に定める頻度で測定し、記録を法定年数保存する。
	原則2	労働安全衛生法第65条第2項 「作業環境測定基準」に従って測定する。
	原則3	作業環境測定法第3条 5つの指定作業場（3ページで青色表示）については、作業環境測定士に測定させる。
作業環境測定結果の評価	原則1	労働安全衛生法第65条の2第1項 測定結果の評価に基づいて必要な改善措置等を講ずる。
	原則2	労働安全衛生法第65条の2第2項 測定結果の評価は、「作業環境評価基準」により行う。
	原則3	労働安全衛生法第65条の2第3項 評価の結果を記録し、法定年数保存する。

化学物質の自律的な管理への移行

厚生労働省は、令和3年7月19日に「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書を公表しました。この報告書を受けて、化学物質規制の見直しが進められています。

令和4年5月31日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）が公布され、その内容が示されました。

1 令和4年5月31日施行

SDS等による通知方法の柔軟化（安衛則第24条の15第1項、第3項、第34条の2の3）

2 令和5年4月1日施行

- (1) SDS等における「人体に及ぼす作用」の定期確認・更新（安衛則第24条の15第2項、第3項、第34条の2の5第2項・第3項）
- (2) 製造許可物質、表示対象物を別容器等で保管する際の措置の強化（安衛則第33条の2）
- (3) RAの結果等の記録の作成・保存、労働者への周知（安衛則第34条の2の8）
- (4) 事業場におけるがんの発生の把握の強化（安衛則第97条の2）
- (5) RAに基づく自律的な化学物質管理の強化（安衛則第577条の2、第577条の3）
- (6) 皮膚等障害防止用保護具の使用（安衛則第594条の2、第594条の3）※努力義務
- (7) 衛生委員会の付議事項の追加（第22条）※RA対象物のばく露低減措置について
- (8) 個別規制の適用除外（特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2及び粉じん則第3条の2）
- (9) 特殊健康診断の実施頻度の緩和（特化則第39条第4項、有機則第29条第6項、鉛則第53条第4項及び四アルキル則第22条第4項関係）

3 令和6年4月1日施行

- (1) 化学物質管理者の選任等（安衛則第12条の5）
- (2) 保護具着用管理責任者の選任等（安衛則第12条の6）
- (3) 衛生委員会の付議事項の追加（安衛則第22条）
- (4) SDS等における通知事項の追加、含有量の重量パーセント表示（安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6）
- (5) 雇入れ時等の教育の拡充（安衛則第35条）
- (6) 労働災害発生の事業場等における化学物質管理の改善措置（安衛則第34条の2の10）
- (7) RA対象物に係る事業者の義務（労働者のばく露を濃度基準値以下に管理する義務）（安衛則第577条の2）
- (8) 皮膚等障害防止用保護具の使用（安衛則第594条の2第1項関係）※義務
- (9) 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化（特化則第36条の3の2第1項から第3項まで、有機則第28条の3の2第1項から第3項まで、鉛則第52条の3の2第1項から第3項まで、粉じん則第26条の3の2第1項から第3項まで）



公益社団法人
日本作業環境測定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル
TEL : 03-3456-0443
FAX : 03-3456-5854
<https://www.jawe.or.jp/>

